



山梨労発基第805号
平成18年9月20日

(株) 日立建機教習センタ 山梨教習所長 殿

山梨労働局長



フォークリフト運転技能講習に係る一部科目免除者 の取扱いについて

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労働行政への御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、フォークリフト運転技能講習に係る、科目の一部免除者（大型自動車免許等を有し、かつフォークリフト運転の業務従事経験を有する者等）については、業務経験を積むためにフォークリフト運転の特別教育の修了が必要となります。これらの免除要件の確認について、事業主証明等が不十分なまま、一部免除者として技能講習が実施されている状況が散見されます。

つきましては、一部免除者の免除要件については、下記により確認することとし、これが出来ない場合には、一部免除者として取り扱わないようお願ひいたします。

記

1 フォークリフト運転の特別教育を修了していることについて

特別教育を教習機関が行った場合は、特別教育修了証の写を添付させること。

また、事業主自らが行った場合は、受講者台帳の写しのほか、実施年月日、実施場所、カリキュラム、時間数、講師名、使用したフォークリフトのメーカー名、型式、製造番号及び最大積載荷重等を記載した書類を添付されること。

2 フォークリフト運転の業務従事経験を有することについて

業務従事期間のほか、主に運転したフォークリフトのメーカー名、型式、製造番号及び最大積載荷重等を記載した書面を添付されること。